

第2 ギャンブル依存症とは

1 ギャンブル依存症は病気である

ギャンブル依存症²⁶⁾は、1980年には、精神科医療の中で非常に強い権威を有する「精神疾患の診断と統計マニュアル」（米国精神医学会刊行）の第3版（いわゆるDSM-Ⅲ）以降、精神疾患の一つとして分類されているように、れっきとした精神疾患である。WHO（世界保健機構）が発行している「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」第10版（いわゆるICD10）においても、精神疾患の一つとして分類されている。

しかし、日本社会においては、ギャンブルを辞められない人達、即ちギャンブル依存症の人々について、「意志の弱い人たち」「だらしのない人たち」といった認識を持たれることも多く、社会から強い非難を受けることが少なくない。

ギャンブル依存症が病気であるとすれば、その人達を非難したところで問題は何も解決しない。治療・回復の道をどう考えるのかが重要な問題なのである。また、病気の予防という観点から施策等を検討することも必要になる。

日本社会において、「病気である」という認識が薄かったギャンブル依存症²⁷⁾につき、まずは、「病気である」ことについて共通の理解を広めていくことが重要である。

2 ギャンブル依存症として問題にすべき対象

ギャンブルを行う人全てがギャンブル依存症と考えられるわけではない。では、ギャンブル依存症とは、一体、どのようなケースを言うのであろうか。この点、ギャンブルに関連する弊害について、優位となっている考え方は「まったくギャンブルをしない」から「病的ギャンブル」に至る連続体の上に存在するというものである。このような考え方に基づきShafferらは、以下のような分類を行っている²⁸⁾。

第1段階は、一時的に気晴らし目的でギャンブルを行う人たちである。彼らは、自由に使えるお金を使って、自分で決めた金銭の上限を超えてまでギャンブルをしようとはしない。こういった人たちは、概して、経済的にも精神的にもそして対人関係においても弊害のないギャンブルを行っている。

第2段階は、問題ギャンブラーとして、ギャンブル問題がまだ潜伏期のレベルにある人たちである。彼らは、いくつかのギャンブルに関連する症状や問題を抱えているが、診断基準は満たさないという状態であるとされる。

そして、第3段階が、精神疾患としての病的賭博ないしギャンブル障害等の診断基準に合

²⁶⁾ ギャンブル依存症は、俗称であり、様々な定義で用いられることが少なくない。精神疾患の診断名としては、「病的賭博」ないし「ギャンブル障害」という名称が用いられているが、本稿では、本シンポジウムのテーマでもあり、一般に広く用いられている「ギャンブル依存症」という用語を用いることとする。

²⁷⁾ このためギャンブル依存症がある債務整理事件や刑事事件について、ギャンブルへの依存を本人にのみ帰責し、「病気」という観点から対応がなされてこなかったケースは少なくないと思われる。

²⁸⁾ 福居顯二・土田英人監訳（ジェイムズ・P・ウェラデン、ティモシー・A・スティーンバーグ、アンドリュー・W・メイヤーズ著）「ギャンブル依存（Problem and Pathological Gambling）」金剛出版（エビデンス・ベイスト心理療法シリーズ）（以下「エビデンス・ベイスト心理療法シリーズ」と表記）参照

致する人たちである。彼らは、ギャンブルに関連した重篤な症状を繰り返し呈し、人的関係の対立や悪化、家庭の喪失、仕事の遂行上の問題や失職、犯罪の関わりを含む日常生活上の重大な支障をきたしている。

Shaffer らの分類上第 2 段階の問題ギャンブラーとして位置づけられるギャンブラーについては、ギャンブル障害の診断はつかないとしても、現に、ギャンブルに関連する症状や問題を抱えている上、潜伏期のレベルとして、今後、ギャンブル障害へと移行する可能性が高く、支援の必要性がある。従って、狭義のギャンブル依存症としては、精神疾患としての診断基準を満たす者の状態を指すが、第 2 段階の問題ギャンブラーについても、広義のギャンブル依存症を示す状態として取り扱うべきである。

また、ギャンブル依存症を論じるに当たっては、誰もが、ギャンブル依存症になりうるという見地から、第 1 段階の気晴らし目的でギャンブルを行う者や、全くギャンブルを行わない者についても視野に入れつつ、予防的観点から検討を行う必要がある。

3 精神疾患名・診断基準

ギャンブル依存症に関する精神疾患名として、近年改訂がなされた DSM-5²⁹は「ギャンブル障害 (Gambling Disorder)」という診断名を使用している。ICD10³⁰や改訂前の DSM-IV-TR³¹では、「病的賭博 (Pathological Gambling)」という診断用語を使用していたが、アルコール依存症や薬物等の物質関連障害との共通点を示すエビデンスが積み重ねられてきたことを根拠として、狭義のギャンブル依存症が物質障害関連障害および嗜癖性障害群の中に位置づけられ³²、診断名についても変更がなされたようである³³ (ギャンブル障害という診断名にいたる経過において、疾患名に「依存 (dependence)」を用いるべきか、「嗜癖 (addiction)」を用いるべきかという議論があったが、「依存」については生理学的反応と障害概念の間に混乱をもたらす、「嗜癖」については、偏見に満ちて利用されてきたという経緯があるという問題点があったとの指摘がある³⁴)。DSM-5 におけるギャンブル障害の診断基準は以下のとおりである。

²⁹ 2013 年公開

³⁰ 2003 年改訂

³¹ 2000 年改訂

³² DSM-IV-TR では「他のどこにも分類されない衝動制御の障害」、ICD10 では「成人のパーソナリティおよび行動の障害」と、物質関連障害とは別のカテゴリーに分類されていた。

³³ 「病的賭博」については、「賭博」が刑法で禁止された行為をさすところ、合法化されたギャンブルについても支援を行う必要があると言う意味において、暫定的に「病的ギャンブリング」という用語を用いている例もある (厚生労働科学研究班における研究等)。しかしながら、このような議論は、合法であろうが違法であろうが、ギャンブル=賭博という本質を見逃すことになりかねないものであるように思われる。

³⁴ 「依存と嗜癖」

ギャンブル障害診断基準

A 臨床的に意味のある機能障害または苦痛を引き起こすに至る持続的かつ反復性の問題的賭博行動で、その人が過去 12 年ヶ月間に以下のうち 4 つ（またはそれ以上）を示している。

- (1) 興奮を得たいがために、掛け金の額を増やして賭博をする要求
- (2) 賭博をするのを中断したり、または中止したりすると落ち着かなくなる、またはいらだつ
- (3) 賭博するのを制限する、減らす、または中止するなどの努力を繰り返し、成功しなかったことがある。
- (4) しばしば賭博に心を奪われている（例：過去の賭博体験を再体験すること、ハンディをつけること、または次の賭けの計画を立てること、賭博をするための金銭を得る方法を考えること、を絶えず考えている）。
- (5) 苦痛の気分（例：無気力、罪悪感、不安、抑うつ）のときに、賭博をすることが多い。
- (6) 賭博で金をすった後、別の日にそれを取り戻しに帰ってくる人が多い（失った金を“深追いする”）。
- (7) 賭博へののめり込みを隠すために、嘘をつく
- (8) 賭博のために、重要な人間関係、仕事、教育、または職業上の機会を危険にさらし、または失ったことがある。
- (9) 賭博によって引き起こされた絶望的な経済状況を免れるために、他人に金を出してくれるよう頼む。

B その賭博行動は、躁病エピソードではうまく説明されない。

4 スクリーニングテスト

ギャンブル障害（DSM-5）の診断基準以外にも、調査や自助グループで用いられているスクリーニングテストがある。代表的なものとして、South Oaks Gambling Screen (SOGS) やギャンブラーズアノニマス (GA³⁵) という自助グループが利用する「20 の質問」がある。

SOGS は、ニューヨークサウスオックス財団によって 1980 年代後半に開発されたスクリーニングテストである。アメリカでの有効性が確認されており、最も広く使われているスクリーニングテストであるとともに、欧米の調査研究にも用いられている³⁶。

SOGS の質問の内容は次の表のとおりであり³⁷、³⁸、採点は、質問①が c または d で 1 点、質問②、③は b または c で各 1 点、質問④～⑪は a で各 1 点、質問⑫は、○の数だけ各 1 点で算出し、5 点以上が病的賭博者とされている³⁹。

³⁵ ギャンブラーズアノニマス (GA) については、本報告書第 2 部第 4 の 4G A (ギャンブラーズ・アノニマス) の項目を参照

³⁶ 「ギャンブル依存とたたかう」、和田清編「依存と嗜癖」等参照

³⁷ 「ギャンブル依存とたたかう」36 頁～、精神障害者の地域ケアの促進に関する研究 平成 21 年度総括・分担研究報告書 124 頁～等参照

³⁸ 田中克俊「いわゆるギャンブル依存症の実態と地域ケアの促進」精神障害者の地域ケアの促進に関する研究 平成 21 年度分担研究報告書 (厚生労働科学研究費補助金 障害保険福祉総合研究事業) において、さらに簡略化した質問も作成されている。

³⁹ エビデンス・ベースト心理療法シリーズは、4 点以上を病的ギャンブルと位置付けている。

SOGS質問表

- ①ギャンブルで負けた時、負けた分を取り戻そうとして別の日にまたギャンブルをしましたか。
a・しない b・2回に1回はする c・たいていそうする d・いつもそうする
- ②ギャンブルで負けたときも、勝っていると嘘をついたことがありますか。
a・ない b・半分はそうする c・たいていそうする
- ③ギャンブルのために何か問題が生じたことがありますか。
a・ない b・以前はあったが、今はない c・ある
- ④自分がしようと思った以上にギャンブルにはまったことがありますか
a・ある b・ない
- ⑤ギャンブルのために人から非難を受けたことがありますか。
a・ある b・ない
- ⑥自分のギャンブル癖やその結果生じた事柄に対して、悪いなと感じたことがありますか。
a・ある b・ない
- ⑦ギャンブルをやめようと思っても、不可能だと感じたことがありますか。
a・ある b・ない
- ⑧ギャンブルの証拠となる券などを家族の目に触れぬように隠したことがありますか
a・ある b・ない
- ⑨ギャンブルに使うお金に関して、家族と口論になったことがありますか。
a・ある b・ない
- ⑩借りたお金をギャンブルに使ってしまい、返せなくなったことがありますか。
a・ある b・ない
- ⑪ギャンブルのために、仕事や学校をさぼったことがありますか。
a・ある b・ない
- ⑫ギャンブルにつかうお金はどのようにしてつくりましたか。また、どのようにして借金しましたか。
あてはまるものに何個でも○を付けて下さい。
a・生活費をけずって b・配偶者のお金から c・親類、知人から d・銀行から
e・定期預金の解約 f・保険の解約 g・家財を売ったり質に入れて

一方、GA で用いられる 20 の質問内容は次の表に示したとおりであり、7 つ以上当てはまる人は強迫的ギャンブラーと判断されている⁴⁰。

⁴⁰ GA の HP でも公開されている (<http://www.gajapan.jp/jicab-20questions.html> 参照)。

20 の質問

1. ギャンブルのために仕事や学業がおろそかになることがありましたか？
2. ギャンブルのために家庭が不幸になることがありましたか？
3. ギャンブルのために評判が悪くなることがありましたか？
4. ギャンブルをした後で自責の念を感じることはありましたか？
5. 借金を払うためのお金を工面するためや、お金に困っているときに何とかしようとしてギャンブルをすることがありましたか？
6. ギャンブルのために意欲や能率が落ちることがありましたか？
7. 負けた後で、すぐにまたやって、負けを取り戻さなければと思うことがありましたか？
8. 勝った後で、すぐにまたやって、もっと勝ちたいという強い欲求を感じることはありましたか？
9. 一文無しになるまでギャンブルをすることがよくありましたか？
10. ギャンブルの資金を作るために借金をすることがありましたか？
11. ギャンブルの資金を作るために、自分や家族のものを売ることがありましたか？
12. 正常な支払いのために「ギャンブルの元手」を使うのを渋ることがありましたか？
13. ギャンブルのために家族の幸せをかえりみないようになることがありましたか？
14. 予定していたよりも長くギャンブルをしてしまうことがありましたか？
15. 悩みやトラブルから逃げようとしてギャンブルをすることがありましたか？
16. ギャンブルの資金を工面するために法律に触れることをしたとか、しようと思えることがありましたか？
17. ギャンブルのために不眠になることがありましたか？
18. 口論や失望や欲求不満のためにギャンブルをしたいという衝動にかられたことがありましたか？
19. 良いことがあると2・3時間ギャンブルをして祝おうという欲求がおきることはありましたか？
20. ギャンブルが原因で自殺しようと思えることがありましたか？